

岩手県告示第 425 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 700 条の 6 の 4 第 3 項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税の特約業者の指定を取り消した。

平成 20 年 5 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定の取消しの年月日
株式会社依田栄	奥州市水沢区卸町 3 番地 8	平成 20 年 5 月 16 日